

令和5年9月7日（木曜日）

令和5年度南三陸町議会9月会議会議録

（第3日目）

令和5年9月7日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	仁君
副町	長	三浦	浩君
総務課	長	千葉	啓君
企画課	長	岩淵	武久君
行政管理課	長	菅原	義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教 育 長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山 貴博

議事日程 第3号

令和5年9月7日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 7号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分
の報告について

- 第 4 報告第 8号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 5 議案第 15号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 16号 町有林樹木の売払いについて
- 第 7 議案第 17号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第 8 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 2号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 10 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 11 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 12 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 13 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

連日、異常な気象が続いております。今度は台風も近づいておりますので、皆さんで気をつけていただきたいと思います。本日もよろしく申し上げます。

暑い方は脱衣を許可します。

初めに、総務課長から昨日の大雨による土砂災害警戒情報発令に関連する被害状況等の報告の申入れがありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

昨日、9月6日に発表されました、土砂災害警戒情報における当町の被害状況等について報告いたします。

15時10分に志津川地区に土砂災害警戒情報が発表され、災害対策本部を自動設置し、ベイサイドアリーナに避難所を開設いたしました。

道路通行止めにつきましては、町道中瀬町線及び御前下線が冠水のため一部通行止めになりましたが、同日17時にいずれも通行止め解除されております。

県道につきましては、登米志津川線、馬籠志津川線が雨量規制のため通行止めを行い、本日7日朝7時にいずれも解除されております。

人的被害及び避難状況につきましては、人的被害の報告は現状ございません。避難状況につきましてはベイサイドアリーナに1名の避難者を収容し、18時56分の大雨警報解除に伴い避難所を閉鎖しております。

各地区の町の気象観測システムによる降雨量につきましては、いずれも14時から15時までの時間雨量と通算の降水量の順で説明いたします。

志津川地区、時間雨量71.0ミリ、通算降水量95.5ミリ。戸倉地区、時間雨量38.5ミリ、通算降水量58.0ミリ。入谷地区、時間雨量24.5ミリ、通算降水量45.0ミリ、歌津地区、時間雨量5ミリ、通算降水量19.0ミリとなっております。

なお、公共物の被害につきましては、現時点での被害報告はございません。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番菅原辰雄君。質問件名1、デマンド交通について。2、役場庁舎内の連携は十分に取れているのか。以上2件について、菅原辰雄君の登壇、発言を許します。12番菅原辰雄君。

〔12番 菅原辰雄君 登壇〕

○12番（菅原辰雄君） おはようございます。

12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

デマンド交通について町長に伺うものであります。

町では公共交通の見直しとして、去る7月より入谷線においてデマンド交通の実証試験運行を始め、8月には11月の試験運行を目指している歌津地区での説明会を開催しているが、現状と課題、展望について伺うものであります。以上よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の1件目の御質問です。デマンド交通についてお答えをさせていただきます。

本町では、デマンド交通の導入に向けまして、令和4年8月から住民とのワークショップ、行政区長及び民生委員の説明会、地区住民の説明会を開催するなどし、去る7月3日から入谷線においてデマンド運行を開始をいたしました。現在、利用登録者数は118人となっております。7月末現在では延べ199人、1日平均約10人の方々に御利用をいただいているところであります。なお、先月には歌津地区における11月からのデマンド運行に向け、17か所で住民説明会を開催し109人の方に御参加をいただき、今月には2回目の住民説明会を予定しているところであります。

デマンド交通の課題といたしましては、デマンド交通の仕組み上、予約をしないと乗れない。予約をするための事前登録が必要になることが挙げられますので、利用者に十分な周知等を図っていく必要があります。本町におけるデマンド運行は、実証実験として始まったばかりでありまして、今後も様々な課題が見えてくるものと思います。それら課題解決に向けてト

ヨタ自動車東日本株式会社や宮城県をはじめとした関係機関の御協力をいただきながら、一つ一つ丁寧に検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、地域の皆様にとってより身近で頼れる公共交通としてデマンド交通で使用しているSmart GOTOシステムを活用した情報連携についても検討をするなどしながら、持続可能な取組を探ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長から答弁をいただきました。

118人が今199人の登録者という、あとは1日利用者平均5人という答弁でありました。

（「10人」の声あり）1日10人。ああ、そう。ごめん。

私はこのデマンド交通、取り入れたほうがいいなということで、これまでも様々言ってきた経緯もありますし、今町のほうでこういうふうに取り組んでいるので、これは1回乗ってみないと話にならないなと思って昨日乗ってみました。朝は私ともう1人の人、近くの人2人、帰りはここ終わって洪水警報というか土砂災害警報が出ているんで、これ運行するのかなと思いつつもここ終わってすぐそっちでスマホで登録したら3分後に来るって。ええ、と思ってここから出ていったら、ちょうどケアセンターのほうから来たので、ちょっと乗って帰って、今度、女性の方2人と私とで3人で、先ほど私間違って1日に5人って言ったら、なんだ1便で5人の人数達したななんて、そんなふうに思った経緯もあります。そんなことで、いろんな課題もあろうかと思えますけれども、住民説明会とかもやってきた経緯も知っていますが、住民、先ほど町長課題としてこれは予約をしないと駄目だ、登録をしないと駄目だっていうバスでありますけれども、例えば、今実証運行をやっています入谷地区の方々に、やっぱり認知度というか、予約しないと駄目だとか、そういう類いの問合せとかそんなのはどのぐらいありましょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

実はこれまでの予約方法の解析といいますか、検証させていただいておるんですが、当初、場合によってはその電話の代理予約が多くなるのかなと思っている中で、結果としては6割弱がいわゆるその予約専用端末と高齢者用端末を御利用いただいているという状況でございます。そうしたことからしましても、入谷線について申せば、ある程度その事前予約等の仕組みといったものもロコミといいますか、そういったものも含めて住民の方々には浸透しているという判断をさせていただいております。特に使いづらいですとか、そういった否定

的な御意見というのは今の段階では届いてございません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 電話予約は少なかった、想定以上に少なかった、タブレットということでございますけれども、町内の公共施設あるいはスーパーさんとかにタブレットを置いていますが、大体今のところ何台ぐらい置いて、あとは今のところ入谷地区だけなんですけれども、個人宅とかどういうふうなところに置いて、順調に利用者があるということはタブレットの使い方はもう慣れたんだなとそういう解釈なんです。ただ、例えばこれだけの登録者がいるとタブレットも各個人個人宅に置けないのは重々承知なんで、タブレットとスマホの登録者数の割合というのはどれぐらいになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それら予約用のいわゆる高齢者端末の設置状況でございますが、まず議員お話しされましたとおり、入谷地区に限らず目的地となる志津川地区の公共施設等にも配置をさせていただいている状況でございます。まず公共施設、医療機関等も含めまして現段階で志津川地区におきましては18か所に設置をさせていただいておりますほか、入谷地区内の公共施設につきましては4か所ということになりまして、いわゆる一般住宅、お宅、お家と言われる部分について以外の設置は22台ということになってございます。

また、そのほか各行政、基本的には3台御用意をさせていただいておりますので、おおむね約50台の端末を設置させていただいているといった状況でございます。

また、登録者数ということでございますが、予約端末での登録者とスマートフォンでの登録者という区分けはさせていただいていなくて、申込みの方法をどちらを使うかということでパーセンテージでしか押さえさせていただいてございません。

なお、実際に先ほど町長からお話がございましたとおり、入谷線の今の段階で入谷線をメインとした考え方の登録者数、デマンド交通を利用できる方とすれば、118名ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今いろいろいただきましたけれども、実は8月に農協に行ったときに、JAさんに行ったとき端末があったんで、わざわざあれして、これ利用者ありますかって言ったら、いや今のとこないですねという、そういうあれがあったんで、もちろんあそこへ行くまでは、やっぱり自分のほら、個人宅のタブレットとかいろんな公共施設のタブレットから申し込んでいくんで、でも降りればまたそこで予約しなきゃ駄目なんですよね。口頭でそ

こで、じゃあちょっと何分後に来てって、これは駄目ですよ。あくまでも端末からやらないと駄目ですよ。そういう意味を踏まえて聞いた私がそのとき、だって今言ったように、こういうふうにして利用してきて、ここで降りて、そしていけばだけれども、でなかったら例えばの話、乗り合いだからタクシーじゃないんで、ちょっと二、三分だから待ってって、これはできませんよね。できないよね。これ確認なんです。はい、分かりました。

そんなことで、そしてあとは町内の公共施設あるいはアップルタウンさんのスーパーさんとかって、何か所も置いているって言いましたけれども、例えば、おたくのスーパーとかコンビニさんに、こういう制度があってこういうふうにやりますから置かせてくださいねって言って断られたとかって、そういうケースはありますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） タブレット端末の設置について御協力をお願いする段階で、我々のほうで設置先と予定させていただきたい施設に、なかなか御対応が難しいといった部分でお断りになったというケースは実際ございます。やはり機械物といったこともございますので、その確実な管理等にやや不安があるといったことから、なかなか難しいということでお断りをされたというケースは実際ございます。その場合につきましては、その周辺の商店、施設等にお声がけをさせていただいて、代替ではないですけども確保はさせていただいているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。そういうタブレットを設置し、置いた場合に例えば利用者に、これどう使うのとかそういう説明を求められるとか、電気代は大してかからないという話を聞いてますけれども、そういう煩わしさとかそういうのでちょっと断っているのかなと私はそんな気がするんです。普通だと、あれを置いただけそんなに、機械物だから壊れる可能性も考えられますけれども、断る理由ってあまりないのかなと、そんなふうな思いだったんで、今実際あったということであるほどな、いろんな考えもあるんだなということでありました。

そんなことで、入谷地区ではそういうふうやって進んでいます。それで歌津地区で説明会やって、何か所もやって、1回終わって2回目から今度説明会をやるということでございますけれども、若干、区長さんの中でもなんか認識がちょっと違っているのかなという人も若干おられましたので、例えば、ここで言っているかどうか、これやったからって業者さんが全部こうやって儲かって、もっと羽振りよくなるわけじゃないよねとかって、なんかちよっ

と趣旨を全部が全部理解しないような、あれもあつたんですけれども、担当課長としてどう
いうふうな思いを持っていますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、そのデマンド交通全般としますと、これまでも菅原議員御承
知いただいておりますとおり、やはりタブレット端末等というものについて入り口の段階で
利用される方々の拒否といたしますか、若干そういったことが示される部分はございます。ま
た行政区長さん方へもこれまで歌津地区で、支所等会場に開催しておりまして、丁寧に御説
明をさせていただいた結果、現段階では約120名の方々に御参加を賜りまして、既に登録申込
みを、失礼しました、訂正します。109名ですね、120名は入谷でございます。109名の方々に
説明会に御参加をいただきました。そのうち登録に、手続に至っている方が既に67名という
ことでカウントさせていただいてございます。その登録に至るまでには当然口座振替等の手
続もございますので、デマンド交通そのものと利用方法についても、ある程度御了解、御認
識をいただけているものと考えさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今は入谷地区、それも病院とか限られたところに目的地として来るん
ですけれども、今後、歌津地区で11月から取り入れた場合、多分ね、歌津地区から直行で志津
川の役場に行きたい、病院に行きたい、アップルタウンに行きたいとそういう要望もかなり
出てくると思うんですけれど、私の認識ではそういうふうにはならないんで、あくまでも歌
津地区に、1回歌津行きなりなんなりで、あとはB R Tの利用とかっていう、そういう認識
なんですけれど、それでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

これまでは定時定路線のバスとB R Tの接続といったことで志津川地区にお越しいただいて
おりましたが、実際には11月を現段階で予定してございますけれども、歌津地区からデマン
ド交通を使って志津川エリアの乗り入れが可能となつてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。私、以前もそれできないんで、あくまでも1回B R Tを
活用してっていう話、認識でそういう話もした経緯がありますので、そうすると利便性よく
なりますけれども。それで、町長ずっと背骨の部分はB R Tだと言っていたんですけれども、
これは大丈夫なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にはそういう考え方は間違っていないし、そういう考えですが、ただ、利用者の方々の利便性ということを考えて際に、乗り換えてくるということになりますと、利便性としてはちょっと落ちるだろうということですので、その辺も企画課担当とすれば配慮したのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。そうすると利用者もかなり利便性を感じてよかったなということで利用が増えるのかなと思いますけれども、ただ、町として今までほらBRT移行だということでやってきているので、若干ほら影響があるのかななんてそんな老婆心ですけどもそんな思いもあります。

それはそれとして、町としては町民の皆さんが利用しやすい環境ということで行けばそれでいいのかな。そういうことであればデマンド型交通いいなと思っていました。

それで、私は今こうだということであれば、例えば歌津地区の弘川地区から来ると入谷地区に、入谷の農協来るのも早いし、路線の選定というのはあくまでも歌津、伊里前を……のか、時間とか距離数にすれば、利用者数は限定されると思うんですけどもそういう可能性はあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

実際に交通事業者等の関係もございまして、歌津地区と言ったほうがいいのかエリアと言ったほうがいいのかちょっとあれなんですけれども、歌津地区からのエリアとしてのつながりについては、志津川地区といった形で設定をさせていただいております。したがって、いわゆる入谷エリアと言われるその入谷地区の従来の入谷線の範囲から、弘川等にデマンド交通といったことの展開は現段階では予定してございません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） なるほどね。いや、私は今それで思ったんだから、入谷で考えると確かにそうなんです、ただ、時間的とか距離的にすると、弘川と入谷、我々の地域はほんの距離が短いので、今後のいろんなことで課題が出てくるのかと思います。

今のところ町の運営ということで、朝は7時半頃から夕方5時半頃まで、現段階ではどうだか分かりませんが、今後、利用者数が増えるに従って、そういう時間あるいは今はやっていない土日の運行もというそういう声も、ただ出てくるのではないかなと思いますけれども

ども、現段階でそのような事例、事例というか要望がありましたら、町としてどのような対応を考えていますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

7月から実証ということで開始をさせていただきまして、実際に御要望といった部分で届いているとなりますと、どちらかという土日の運行といったお声ではなくて、どうしても車両のやりくりとか、ドライバーさんの休息休憩といった関係から、今ちょうどお昼時間帯にかかる部分の運行が入谷線困難、困難といえますか休止になってございますので、病院で受診されて、ちょうどお帰りになる時間が早ければお昼頃になるといったことで、その間の運行が何とかならないのかといったお声は確かに届いているといった状況でございます。

なお、この11月を予定してございます、その歌津線とあとは大船沢線も繰り上げて今検討しているんですが、その段階になりますと、実際に運行に用いる車両も増台をさせていただく予定となっておりますので、例えば入谷線が今現現在1台で運行している部分について2台運行となれば、休息等の時間の調整も可能となりますので、今いろいろ御意見をいただいているそのお昼時間帯といった部分について、ある程度カバーはできるのかなと考えてございます。

なお、冒頭の繰り返しとなるかもしれませんが、土日の運行というのは現段階では予定してございません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。大船沢線も11月からということでもいいですね。そうすると車2台になるからですが、逆に利用者数がまた増えるんで、その思惑どおりにいかない場合もあるのかなと、それちょっと余計な考えかもしれませんが、そういう事態も考えられるのかなと、そんなふうな思いをしていました。

いずれにしても、昨年の7月に長崎県の新上五島町に視察に行って、帰ってきて、職員は報告書なりをして、これがいいからだということで持ってきて、担当課長がオーケーで町長と、町のあれとしてかなりの速いスピードだったんですけれども、町長その辺はすばらしい対応だったんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） デマンド交通といえますか、地方交通の問題についてはもう菅原議員はもうね、ライフワークのように毎議会のように御提案をいただきましたので、我々としても

どちらのほうがいいのかと、定時定路線ということについては御承知のように空気を運ぶというような状況が続いておりましたので、そういったことを考えた際に、実際に乗って運行するということのほうが、ある意味同じお金を使うんでしたらそのほうが利便性が高いということで、デマンドということで移行させていただきましたので、ある意味、菅原議員にも御利用いただいているようでございますので、度々御利用いただいている御意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長はそういう思ひもあつて町民の利便性、いろんなことを考へて経済的なことも考へてこういうふうに取り組んだということでありまふけれど、私なんかも何回か一般質問でもさせてもらつていまふけれど、やっぱりそういうふうになつたときに、今やつてゐる事業者さん、多分一番の問題は私は事業者さんが、何ていうかどんな思ひでゐるのかそこが問題だなというふうな思ひでしてゐましたんですけれども、町の説明がよかつたのか事業者さんも、今のままで駄目だ、今後どうするか、そういう思ひでゐたのか、それがちょっとマッチしたのか、そんなふうになつて考へるんですけれど、その辺はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 昨年度から町のほうでも事業者さんあるいは住民の方々に丁寧な御説明をさせていただいておいまふけれど、やはり実際に運行を展開されるのは、交通事業者さんでございますので、それぞれの交通事業者さんが御理解をさせていただいて、その利便性の向上といった部分に特に着眼をいただいた結果の表れであると思ひておいまふ。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。そういう意識に立つた事業者さんも大変すばらしい、そんな中で町が取り組んでやつてきてゐるわけなんですけれども、例えば歌津地区のあの、町の広報でしたっけ、歌津地区でもこういうふうにやりますよとか、多分あつて、それで説明の人の中に社協の職員の方の名前もあつたんですけれども、どういふ経緯でそういう大きくといふか、例えば、町と事業者さんだけじゃなくいろいろな人を取り込んで、トヨタさんをはじめとしてやつてゐるんですけれども、どういふ経緯といふか、その町の考へに同調といふか、そうだねって賛同してそういうふうになつてくれたのか、その辺のいきさつ等をお聞きしまふ。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

本町のデマンド交通を実施するに当たりましては、これまでの町としての立ち位置に加えまして南三陸GOTO協議会という協議会組織を立ち上げまして、会長副会長につきましては交通事業者さんについていただいていると。また事務的役割を当町当課と、あとトヨタ東日本さんの御協力もいただきながら行ってございます。この実施主体でありますGOTO協議会を立ち上げるまでにおきましても、やはりこの新たな仕組みの中でどうしても利用者の方々にとっては、いわゆるタブレット端末、予約用端末の操作方法等に不安があるということがあらかじめ想定されると。そうした場合にそのタブレット端末ということが何かトリガーといいますか、きっかけになって利用低下につながってはまずいといったこともございませし、社会福祉協議会さんですれば地域福祉ということではいろいろ地域に根づいた事業を展開されていると。その中で、我々企画課だけで操作に不安な高齢者のお宅に伺って、それを補助介助するといったことには現実的な困難があるといったことで、GOTO協議会の中でいろいろ検討をさせていただきますして、結果、社会福祉協議会さんのほうで受託を、GOTO交通協議会からの受託といった形で専門のスタッフを張りつけていただいて、高齢者のお宅に回り各サポートを行っていただいているといった流れ、今現在となっております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。あとは、電話予約じゃなくて、今IT化時代であるからということでタブレット端末を使って、いろいろ年寄りの人が使えるかどうかでそういうことも懸念されてきたわけですけれども、いろいろ説明会とか、こういうふうに関係な協力をして使えるようになった。せっかくのタブレット端末、やるときにはもうちょっと、今どの程度だか私のほうでよく分かんないですけれども、例えば、あの端末を使って長崎の上五島町では、貨物もお客さんも、この際といったらちょっと、そういうふうな取組も始まっているようですけれども、我が町でもせっかくだからそういうのもやっていけば事業者さんも収入になるし、あとは買物等も行けない人、行きにくい人も利便性の向上につながるんだなど、そういうふうに思っていますけれども、現段階でそういうのをやるのか、あるいはせっかくある端末なんで、例えば町のニュースとか、広報的な活用を今考えているのか、それとも既にやっているのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

町長から初めにお話がありましたとおり、デマンド交通で使用させていただいているその

S m a r t G O T O といった仕組みを使って、新上五島町さん等では、配送あるいは輸送といった部分にも活用されているといったお話は何ってございます。現段階で当町として採用について検討をさせていただいている部分といたしますと、まだ決定はいたしてございませんけれども、今現在システム側のほうといろいろと協議をさせていただいていますのは、買物といった部分ではなくて、議員お話ございましたとおり、いわゆる町のニュース的なものを高齢者端末に限らず、スマートフォン等にこの仕組みを通じてリアルタイム、ある程度新鮮な情報を随時流せないかといった仕組みの検討を始めさせていただいているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ぜひそういうふうな活用をしていってほしいと思います。今のあれだと、ちょっと私がイメージというか、将来的にもっと広げたいな、広げればいいのになと思っていたのと若干ちょっと乖離があるんですけど、私はやっぱりこういうふうなことで今、I T 化時代に対応して取りあえずタブレットを使ってこうだ、町のほうでは取りあえずニュースを流すとかそういう活用も考えているんだよってありましたけれども、私はもっと飛躍というか大きくなって、例えば、以前官民連携推進室で、何だっけ栈橋、今、度忘れしちゃったな。プラットフォーム、プラットフォームつくりましたよね。あれを活用ね、もっと大きくなってあれを活用して、例えばいろんなことで南三陸町とやったらいろんなことがヒットしていくようなシステム、これはかなり構想というか大きいんで、費用対効果とか様々なこともありますけれども、そういうところまで行ければ、今具体的に何が何ってこういう具体案は持っていませんけれども、そういう活用をやっていけばいいのかなとそういうふうには思っていましたけれども、将来的展望としてどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） デマンド交通で使用いたしております S m a r t G O T O を一つのきっかけ、あるいは仕組み、仕掛けとして、何か社会の生活の基盤の形成といった部分につながるといったお話かと思うんですけども、高齢者端末と言われるタブレットは、やはりその導入経費等は避けて通れない部分がございます。最終的に例えば買物情報等となりますと、それでは戸別受信機のように毎戸に設置するのとなりますので、それは現実大変な困難がございます。ですので、今の段階で我々のほうでは先ほど申しましたとおり、まずスマートフォンでも活用できる仕組みでございますので、スマートフォンも含めた、この S m a r t G O T O システムといったものを、町ニュースといったものを一つのきっかけにし

て、皆様にまず認知をいただくと。そこで充実した情報等をお渡しできて、それを御覧になる方々が有効活用だということでも有効に活用できるといったことであれば、今後さらなる可能性といった部分については検討する余地はあるかと思えますけれども、現段階でそのSmart GOTOを核としてということは、まだ描けていないといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。今後いろんなことで世の中も変わってきましようけれども、そんないろんなことを考えて対応していきたいということでもあります。

ところで、入谷地区で今実証試験やった。今度は歌津地区でやる。大船沢に同じ入谷なんですけれどもやる。それで今、戸倉地区もありますよね。戸倉地区は、なんか利用者が多いとかそういうことを耳にしますけれども、今後、戸倉地区への対応はどういうふうに考えていますかね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 戸倉線、戸倉地区への導入についてですけれども、今、菅原議員お話しされましたとおり、実は戸倉線というのは、ある程度安定している利用者が今でもいらっしゃるという状況にございますので、その方々のお声を聞くなどしながら導入の可否あるいは是非について検討していくべきだと現段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） その地区によって様々、私から見れば戸倉地区というのは国道があつて、あまり奥がないんですね、入谷の我々地区みたいにバス停から2キロも遠くの人って、そういうのは少ないと思うので、それでそこまで行って、あとは何とかだつて。あとは荒町地区はスクールバスみたいな感じでいろんなことがありましたけれども、その辺の対応はどういうふうに考えているのか。まず、私は入谷地区とかそういうバス停から遠く、家が散在しているというところはこういう制度でもいいのかと思うし、戸倉地区みたいなそこは今までみたいな定時定路線でも十分だということもありますけれども、そうじゃなくて荒町とか、同僚議員もそういうスクールバス関係で以前お話されていたようなんですけれども、現在はまだいいとして、今後どういうふうな対応を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

議員お話しされるとおり、その地理的特性等で入谷地区よりももしかするとその情報場所の数と近さといった点については、さほどもしかするとプラスの面はない可能性もございます。

一方でデマンド交通は行きたいというか、目的地に向かいたい時間にバスがやってくるといったこともございますので、その速達性といった部分での利便性は上がるんだろうと考えております。

また、それに対しましてこれまで定時定路線がある程度戸倉線定着している中で、決まった時間になればバスが来るといった状況だったものが、予約等の状況によっては定時ではなくてもしかすると5分10分遅くなるといった、速達性の部分も影響するといったものも否めないと考えてございます。児童の方々が使われているといった点も、そうしたトータルの面でいろいろと検討をさせていただきながら、地域の方々、保護者の方々のお声を聞いた上で、これから判断等に向かっていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 地域の特性もありますし、あとはいろいろ社会というか、そういう環境もありますので、町内同じ町だから全部一様にこうしなきゃ駄目だっていう概念は持っていませんけれども、やっぱりその地区地区によっていろんな方法があると思うんです。ただ、それでもって町とか交通事業者さんが負担に、現段階ではならないと思うんで、それがよりそういう負担が増えるような施策ではちょっと駄目だと思うので、住民がこういうふうなことがいって業者さんもいって、そういうふうなことで住んでよかった、住んでみたいまちづくりにつなげていけばいいのかなと思います。ぜひSmart GOTO、もっと利用者が増えて、みんながよかったなと思えるように、みんなでこれからも知恵を出してやっていけばいいのかなと思いますけれども、町長そういう考えでよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そうですね。これまでもいろいろ御指摘いただいて、こちらのほうの山のね、なかなか停留所から遠いところまで来ないのかとか、いろいろ様々地域で個別の案件が随分ありましたが、なかなか定時定路線ではそれに対応できなかったんですが、今回こういうデマンドをやることによりまして、ある意味近いところまでお迎えに行くと、それから近いところまでちゃんと届けてもらうということになりますので、利便性としてははるかに高まっているというふうに思いますので、そういうことを考えた折に、やはりこの交通の在り方ということについては、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 以上で、1件目を終わりたいと思います。

続いて、2点目。役場庁舎内の連携は十分取れているのか。質問相手は町長でございます。

入谷林際学区民待望の入谷横断1号線工事も順調に進み、部分的に供用されているが、春先に真新しいアスファルト舗装を切断し、縦横に水道管の布設替工事が行われた。本道路工事は、長年の懸案事項解決のための工事であり、庁舎内でも十分な検討を行い工事に着手、進めてきたものと認識する私ども住民は理解に苦しんでいるが、経緯と対応策を伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目の御質問です。役場庁舎内の連携はどうなんだということですのでお答えをさせていただきます。

町道横断1号道路改良事業の御指摘の箇所、押館地区周辺の工区につきましては、平成30年の1月から平成31年の3月にかけて工事を行いました。道路を拡幅新設をしたというところでもあります。

一方で、上下水道事業所で進めている当該区間の老朽管対策につきましては、令和元年10月の台風19号による災害を機に、令和2年度から実施することとなった計画となります。町道横断1号線道路改良事業の計画の際には、建設課から上下水道事業所へと照会を行っていましたが、当時としては老朽管入替えの計画が存在しなかったため、当該区間のみ道路改良事業が先行することとなったということでもあります。

なお、老朽管対策の計画が固まったのは、令和2年度以降については二者間で調整を行い、水道管の入替えが後追いとならないように連携調整を行っているところでもあります。

御指摘の箇所の水道管工事に際しましても、建設課と上下水道事業所で協議を行いました。新設道路の開削を避ける方法も模索をしましたが、メンテナンス性確保の観点から別ルートに逃がすなどの対応も難しく、また、民生の安定を考慮すると先延ばしのできない課題でありましたので、やむを得ず新設道路の開削を許可することとした次第であります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今回の町長の答弁ですと、私が表題としています庁内の連携は十分取れているのかということに対しては、今の答弁だと取れていますよということですよ。町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） はい、そのとおりです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） そういうふうな話をしますけれども、結果論になりますけれどもね。私なんかは新しい道路ができるんだ、1回ああいうふうなところで舗装すれば30年、40年、あとは50年、交通量からして手つかずでもつんだな、そんな思いでいたんです。それで、老朽

管は前々から水道事業所だって分かっているとおり、あの近辺、年に1回あるいは2回ぐらいの漏水事故が発生しているんで、老朽管対策ちょっと認識が不足しているのかな、不足していたのかなと、そんなふうに今回を見てそう思いました。その辺、今町長に31年どうのこうのって並べられましたけれども、担当課としてそのときはまだ老朽管、国の補助とかもらってやるんでしょうけれども、そこまで思いが行かなかった。それが僅か3年ぐらいで、台風19号の被害を受けてこれは大変だというふうな思いを持ったんだろうと思いますけれども、その辺がちょっといかがなものかと、そういうふうな鎌首もたげてくるんですけれども。いいですか、私こっちからこう言って。その思いではちょっといかがなものかと思いが強いんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） せっかく長年の懸案の横断1号線が立派に改良になったということで、そこにまた水道管の布設のために開削をして、またそこに今度は立派じゃなくて今度は1回ここ掘ったねというふうなのができるというのは、一般町民の皆さんの視点からするとそのとおりだと思います。やっぱり事業の無駄だというふうな捉え方はどうしてもされてしまうというふうに思います。そういう意味では、ただ先ほど言いましたように、こちらの内部の情勢、状況しますとやむを得ないという部分があったんで、私もそうかということでお話ししましたが、実際思いとすれば、そういう思いというのは正直なところだなというふうに私も思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 町長申し上げましたとおり、地域、議員さんはじめ地域の方々の心情を察しますと、まさにそのとおりでございます。

まず、今回のその御指摘の部分での経緯を申し上げますと、当時改良の計画が29年にスタートして、工事は30年度に押館地区が開始されました。当時、水道事業所と建設課の改良の担当のほうで打合せを行いました。ただ、その29年、30年というところは、水道事業所におきまして復旧、水道のほうの震災からの復旧工事が40工区、40本ほどを出しておりました。それでまずピークであった時期でございます。人的な面、それから財政的な面で今回のこの水道管の布設替えはその当時はやれないなということで調整をしたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 震災からの復旧工事で40工区もあって、人的、あとは財政面でやらなかった。ただ、そうは言いつつも老朽化しているよね、これやらなきゃいけないねっていうそ

の思いはありましたよね。当時、ちょっとすみません、所長がどういう位置だったかちょっと分かりませんが、当時の担当課としてはそういう認識があったんですが、やれない。それはそれでそちらさん、そちらさんというか役場の都合は今ね、話を聞いて理解しました。多分、今後議会だよりとかもうこういうのを載っけていくんで、みんなはある程度はこういうことかって理解はするんでしょうけれども、ただ、その僅か3年で新しい道路来て、3年たって、今こうやった。だって老朽管対策工事はしなきゃ駄目だって言っていて、それがもうちょっと、10年とかしてからだったらこれもしようがねえなと思うんだけど、ある意味、私にとってみれば緊急性があったのか、そういうふうな認識ですけれども、そういう緊急性があつて送水に支障が来す、それを避けるために今回やったということによろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 4年度ですね。4年度に道路改良に併せまして水道管の移設、敷設替えを併せて行いました。連携を取って調整して、4年度高貞さんから御指摘のところまでですね。そこは入替えを行いました。集水桝とか、横断側溝などで移設が生じるということで、ならばそっくり入替えましょうということで施工を始めました。それで、その起点、起点部分のところ、起点といいますか新設、新しく入れた管と既設管につながる部分がちょうど今年の7月豪雨で、桜葉川の護岸が崩れて町道が波打ったところがあるかと思うんですけど、ちょうどそこが新設管と旧既設管を結ぶ地点だったんです。とても手をつけられない状況で工事ストップをしていたところなんですけれども、その下流にも護岸沿いに既設管が入っているわけでごさいます、その後また大雨等の被害なども考慮して、それでは押館橋までの古い管も併せて布設替えをしようということで増工しまして、新設、新しい管を布設をしたんですけど、約70メートルぐらい新しい舗装を切らなきゃいけないというところ、その辺も建設課のほうと調整をして、新しいんだけどいいのかなというように相談もして、国交省の通達ではアスファルト舗装はおおむね3年間はなるべく掘らないよという通達が出されていますので、4年経過してもおきます。地域の方々からすれば、4年しかたってねえのにというところがありましたけれども、やむなく短い、一番最短の距離67メートルを施工したというような次第でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、私が言っているところから上流部分ね、上流部分。高貞商店前まで入替えしましたよね、舗装の前に。あれが普通なんですよ。道路の盤を造って、あるとこ

ろやって、そこから水道管のところを掘って、またやるという。それであと舗装をかけるという。それも例えば今回、今回って今私が指摘している場所を、そういうことが、まだ工事していないからね、そのときはね。こういうこともあるから、ないようにと思って国の補助を受けたかどうか分からないけれども、ある意味町単費だか分からないけれども、そういう工事はこういうことがあったんで今回こうならないように、これをやった。これを二の舞にしないようにということでよろしいですか。そういうふうなことでやったという、よろしいですか。くどいようだけれども。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 水道事業が行っています老朽管更新事業というのは、国の補助がございまして3分の1、残りの3分の2のうちの4分の1が一般会計からの補助ということで、半分補助を受けて実施している事業でございます。復旧事業がございましたので、昨年度、4年度から実施をし始めたところでございますけれども、この横断1号のこの部分については単費でございます。議員おっしゃいますとおり、なるべく経費をかけないのであれば他の事業と調整して、企業会計なものですからなるべく経費を抑えるというようなことが主眼となってくるところでございますけれども、国から補助、一般会計から補助をいただきながら、今後も計画に沿って実施をしていくというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。それで、まだちょっと、こうすればよかったのかなというふうなことをちょっと素人的な思いがあるんで、ちょっと述べさせていただきます。実は旧道部分から、今回ね、布設替えしましたよね。それで旧道と新しい部分、バイパス部分が合体する手前から何メートルか新しく舗装しました。それで、旧道の今の道路で旧道の部分残っていますよね、川沿いに。広いところは2メートルそれぐらいあって、ぐっと狭くなって、例えば、例えばだよ、そこをはわせれば、はわせれば今回のそっちの新しいほうを充てる、横断して縦に切っていく必要なかったんじゃないか。そうすれば、もし切ったりしたって本当の何メートルかで、今度は新しい、現在進めている工事と抱き合わせになれば大した費用もかからなくて、見栄えとかもうちょっといろんなことを考えてもそれも可能性としてあったよねって私は思うんですけれども、そういう考えは持ちませんでしたか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 可能性はなかったわけではなくて、議員おっしゃいましたその旧道の、今新しい旧道の外の護岸沿いですよね、残っているところ。まさにそこに既設

管が入っているわけでありまして、既設管の上に入れることもできませんし、またそこに入れたとしても、また大雨で護岸がというようなこともございましたので、いろいろ協議をして、やむなく本道のほうに入れさせていただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。いろいろ検討した結果、やっぱりいろんなことで駄目で、やむなく今のような方法を取ったという。ちなみに、ちなみに、幾らぐらいかかりましたかね。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 増嵩部分が190メートルほどでございます。増嵩分が800万円ほどでございます。（「もう1回」の声あり）長さにしますと190メートルほど、金額にしまして800万円の増嵩となります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。800万円ということは、新しい舗装を切って、普通のこの工事も含めて800万円。含めてまた同じ舗装するまで、ということはそのうちの同じ工事でもっていけばそのうちの何百万円はかからなくて済んだということですよ。ちょっとその辺、ちょこっとだけ。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 増嵩しましたその190メートルの工事費が約800万円ほどで、そのうち舗装復旧ですね、舗装復旧に係る部分が120万円ほどということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろ疑問に思ってたといういろいろ聞いてまいりました。それでそういう事情があったということで、これは今過ぎたことね。何だかんだ、こんなこと言うのもあれだけれども、過ぎたことをそんなに言ったってしょうがないから。でも、現にそういう経験を踏まえて、それを生かして、今度新しい分、今舗装したけれどもそこも工事やったということでもありますので、今後ともいろいろ連携を取って、まだまだ道路新設改良とかあるんで、そういうこと二度とないように、ぜひみんなから見て、ああ、よくやっているなど思われるような仕事を進めていただきたいと思います。

以上で私は一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で12番菅原辰雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休憩

午前 1 1 時 2 2 分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告 8 番及川幸子君。質問件名 1、町有財産土地の施設への貸付けについて。2、宮城県南三陸高等学校への支援策について。3、ハマーレ広場等造成工事について。以上 3 件について、及川幸子君の登壇、発言を許します。8 番及川幸子君。

〔8 番 及川幸子君 登壇〕

○8 番（及川幸子君） 今朝、総務課長の昨日の大雨による報告によりますと、大きな被害もなく何よりでした。安堵しております。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問させていただきます。

質問事項は、町有財産土地の施設への町有地貸付けについて、町長に質問いたします。

1、町内の各高齢者施設への町有地貸付けなど、内容をお伺いいたします。

2 点目。各施設職員などの駐車場確保はどのようになっているのか調査すべきと思いますが、実施されているか伺います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の 1 件目の御質問。町有財産土地の施設への貸付けについてであります。1 点目と 2 点目については関連しますので一括してお答えをさせていただきます。

本町では町内の社会福祉施設のうち高齢者福祉施設 4 事業者に対し、施設用地及び駐車場用地として土地賃貸借契約による有償貸付けまたは土地使用貸借契約による無償貸付けを行っております。なお、各施設職員の駐車場になっている土地につきましても、先ほど申し上げました契約形態により、有償または無償による契約を行っておりまして、職員の駐車場については各施設で必要な台数を確保されているというふうに伺っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8 番（及川幸子君） ただいま説明を受けましたけれども、これから深掘りさせていただきます。それぞれ施設の建物の大きさによって借地料が違っております。これは当然のことですけれども、坪あるいは平方メートルでの単価、幾らになるのか、各施設ごとにお聞かせくだ

さい。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

有償でお貸ししている分についての、まず平米当たりの単価ということで認識をさせていただきますが、今町長お話しされましたとおり、4事業者に対して賃貸借契約による有償貸付け、あるいは使用貸借による当然無償ということで整理しておりまして、その有償の部分で申せば年額9万強の金額で貸しておりまして、これを平米に直しますと貸付け面積が約350平米、年額で9万1,000円程度となっております。1平米に戻しますと、1年257円、260円弱なのかなと計算はさせていただいておりますが、その他の無償の部分については、なかなか平米当たりのという町側のほうでお出しするのは困難かなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 4事業者という事は、どことどこどこの4事業者なのかお答えできる範囲でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 法人を相手方として契約締結をさせていただいておりますので、お答えする部分については問題ないかと思えます。まず、つつじ苑さんを経営というか設置されている医療法人さんですね。次が平磯地区にある老人保健施設ハイム・メアーズさんを経営されている医療法人さん。また、町の社会福祉協議会さん。最後は荒砥地区で特別養護老人ホームを経営されている社会福祉法人さんの4事業者ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、慈恵園さんは単独で民地借上げしているので、それは入らないと思うんですけども、つつじ苑さん、ハイム・メアーズさん、社協さん、荒砥さんということになると思うんです。つつじ苑さんと荒砥さんの駐車場は、民間から有料で借りておりました。これは職員の駐車場ですね。ハイム・メアーズさんは駐車場と建物、敷地、ほとんどが役場から無償貸与しております。このように施設によって借地料、面積が違うからですけども、無償と有償のすみ分けになっているというところを、なぜそうなっているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、歌津地区の老人保健施設、経営法人との契約締結ですけども、これは合併前の平成10年に旧歌津町が交わされているということでございまして、一方

で、平磯地区にございます介護老人保健施設ですと、合併直前から旧志津川町で土地を貸借契約を締結していると。加えまして、荒砥地区にある特別養護老人ホームの部分は合併後、震災前になりますけれども平成22年ということになります。

まず、その土地使用貸借と賃貸借の2つが存在するという点についての御質問かと思えますけれども、当時の町側と経営される法人等において、その介護老人保健施設などを建設運営されるに当たって必要な土地の面積等を出された上で、それを町が使用貸借でこの範囲までお貸しするといったことについて、両者の合意が整って、結果、使用貸借になったんだと思います。

また一方で、賃貸借の部分については先ほど申し上げました荒砥地区の施設と結んでございますけれども、それはただいま申し上げました当初の使用貸借契約にももちろん含まれていない範囲について、新たに借りたいといったお申し出がございましたので、それに対して町のほうで話し合い、相手方と話をさせていただいて、有償の賃貸借契約で構わないといったことでもございましたので、今に至るといったことでもございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それぞれ震災前、それから震災後、時期は契約の時期が違いますけれども、本来であれば町有地は町民の財産ですから偏った借地利用は公平を欠くやり方ではないかと、私的には思うんです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、先ほど及川議員がお話しされましたとおり、一部の施設さんにおいては町との使用貸借の範囲で間に合わない関係があって、民地と言われる部分について個別に、その民地の所有者の方と契約を締結して事業用地として利用されているといったこともお聞きしてございます。ですので、各法人が必要な範囲全てについて町有地を無償でお渡ししてそれで間に合っているといったお話ではないといったことはまず前提として御理解を賜りたいと思います。

また、公平公正といったお話がございましたので、制度的な部分について申し上げれば、本町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づきまして、普通財産については他の地方公共団体のほか公共的団体等に対しましても、無償あるいは低価、低い金額で貸し付けることができるとされてございますので、特段公平でないんじゃないか、公正でないんじゃないかという御指摘は当たらないのかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、なぜ聞くかという一つ例を挙げれば、役場の職員の駐車場、これ有料になっております。そういうことをもろもろ考えると、その施設さんのほうでも駐車場が足りなくて駐車場の民間から借り上げて、現在は借り上げて、荒砥さんはたしか今年、私質問して体育館を解体した後に何に使うかって言ったとき、借りる人あれば貸すということで荒砥さんに貸して有料という、であれば有料にしておいですよと有料になりました。それで、そういう観点から聞くわけですけども、民間のほうも職員に対して、職員の駐車場としてそういうふうにして足りない分を借り上げしているわけですけども、その辺は調査していますか、いませんか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 各その法人のほうに社員、職員としてお勤めの方々の通勤で用いる車を止めるスペースについて足りているのかどうかといったお話であれば、先ほど町長がお話しされましたとおり、各施設で必要な台数を確保されているといった旨で確認をさせていただいております。その結果として、先ほどのお話の繰り返しとなりますが、一部施設では町から使用貸借で借りている部分では不足するので、民地を個別に契約を締結してお借りしているといった状況の答えにもつながるんだろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 民間のそういう施設さんは、聞いてみたら職員の駐車料金は取っていないということでした。それから高齢者施設だけでなく、このほか町有地無償貸付けしている土地がどのぐらいあるのか。金額と理由はいずれにせよ、およその件数でいいですけども、分かっていたら貸している土地ですね、何件ぐらい。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員御質問の部分が、例えば町の普通財産で現段階で無償貸付けしている件数、あるいは広さといった部分であれば、大変申し訳ございません、今現在でその全体をお示しさせていただく資料については持ち合わせてございませんので御了解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） いろいろいっぱいあるから持ち合わせていないということですけども、私的には町民の、町有地は町民の財産ですから、幾らでも収益を上げなければならないのではないかということを言いたいんです。そうでないと町民に申し訳ないと私は思います。町有地は町民の財産であるとの私の考えは間違っているのか、間違っていれば私の認識を変え

なければならぬので、その辺どのように考えているのですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まさに議員お話しされるとおり、町有地は町の財産で間違いないと思います。それで、御質問が幾らでも収益を上げるというお話、今お話しいただいたんですが、無償貸付けにする、した、当時それぞれの当時にですね、使用貸借ということで整理をさせていただいた根拠というのは合併前から存在する先ほど申し上げた条例に照らしまして、その公共的団体あるいは公共団体等が介護保険事業の公益事業の用に供するという判断で、無償ということでの契約が成立したんだらうと、今の段階ではそう考えておりますし、一方で議員御指摘の町有地の活用といった観点で、幾らでも有償にして町の収益、収益といいますが収入確保につなげていくべきなんじゃないかという御質問も確かにそうなのかもしれませんが、過去にそれぞれ契約の相手方それぞれで了解納得をして交わしている契約でございますので、極端な社会情勢等があつて見直すといった特約条項等が特別に設けられてない限りは、その契約期間についてはいわゆる信義則に基づいてしっかりと履行されるべきものだと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ハイム・メアーズさんの土地使用貸借契約書がここにあります。これを見れば、袖浜255番、宅地、1万立方メートル、坪で換算すると約3,000坪です。今まで無償貸与していましたが、今後は職員の駐車場だけでも有償にしてはいかがかなと思いますけれども、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、お話ししておりますように、町とそれから当該法人と契約等について、しっかりこのような内容で無償貸与、無償貸付けとか含めて契約をしてございますので、途中で契約を変えるということの要素というのはないんだらうと私は思っておりますので、基本的には従来と同様でお願いを、お願いというか契約を継続していきたいというふうに思っております。町有地、先ほど企画課長答弁しましたが、いわゆる無償あるいは割安で貸し付ける場合には、いわゆる公益的あるいは公共用ということで、いわゆる町の高齢者の方々が、いわゆる施設がないと他町に行かなければいけないというふうな状況ですので、町内で施設利用を望む方々のための公益のために契約を結んでございますので、そこはひとつ御理解をいただかねばならないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） いこいの海・あらとさんは、今年、先ほども言いましたけれども、体育館解体跡地を有償で貸しております。そうであれば、なお、つつじ苑さんも民間の土地を借りてそれを支払っております。であれば、なおさら今後、有償とすべきでないかと思うんですけれども、町長はそのときの貸した契約書があるから、それで基づいてやっているということなんですけれども、この契約書の第13条、最後の13条に、この契約に関し疑義が生じたとき、または定めのない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとありますので、令和2年1月31日に再契約しております。令和2年というと、2年前ですか。そしてそれは、令和32年まで取り交わしております。しかし、この13条に照らせば、契約変更ができるのではないのでしょうか。甲乙協議が必要と思われませんが、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 疑義が生じた場合であって、基本的に疑義が生じたというふうに思ってくださいませので、そのとおりの契約で進めていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、前段で私がつつじ苑さん、あらとさん、そういうところは民地借りて、そして有償で払っています。その中でハイム・メアーズさんだけが無償ということになっております。ですから、公平を欠かない意味でも、ここを13条に照らして改正していく必要があるのではなかろうかなって思って今お話ししておりますけれども、今後ともないんであれば、その辺もう一度お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、つつじ苑さんは当初の、いわゆる賃貸の面積で後で足りないということで、つつじ苑さんが民地を借りて駐車場ということで、職員には無償で貸して、つつじ苑さんが代わって賃貸料をお支払いをしている。これはつつじ苑さんの事情です。

それから、いこいの海・あらとにつきましては、向こうのほうの事務長のほうから、解体をした後に有償でいいので貸していただきたいという申出があって有償になったという経緯がございますので、それぞれケースが違いますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それは駐車場、あらとさんも別なところに民間の駐車場を借りて、離れたところですね、そういうところを借りてたから体育館を壊すとなれば近場、近場に駐車場を持ってきたいから借りる、借りたということなんですけれども。であれば、ハイム・メア

一ズさんは最初から3,000坪、坪という広大な面積があつて、その中に駐車場も含まれてい
ますから、今後ともそれが必要、土地の面積の必要性がないわけです。そうですから、あと32
年、そのままの当初のとおりで引張って、契約が引張っていけるわけです。こういう公
平を欠かない町民の財産ですから、今言うとおりの。行政がそれを、町民の財産を行政が管理
しているだけですので、しっかりと公平を欠かない方法で仕事をしていただきたいと思います
私的には思うんです。役場では職員の駐車料金を徴収していますね、先ほども言いましたけ
れども。旧志津川町で徴収していましたが、旧歌津町は徴収していませんでした。合併後、
南三陸町になってから徴収されました。震災後なかったのが昨年度より再開されまし
た。このことを考えた場合、法的根拠、先ほど条例によってということがありましたけれ
ども、これは職員の有料としているということは法的根拠がないと思うんですけれども、何
に基づいて徴収しているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 行政財産の貸付けということで整理をさせていただいておりますの
で、法的根拠があるかないかといえば、あるといったお答えになろうかと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） じゃあ、その根拠、その法的なものはどれによってなっているのか。職
員の有料で駐車場を貸しているということの根拠を示してください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 根拠となりますと、行政財産トータルで言えば、地方自治法に戻つ
てしまうんだらうと思ひます。職員に限らず、一個人私人が自らのために土地を使用する
といったことですので、基本的にはその対価をお支払いするというのが、通常の流れなんだら
うと思ひます。合併後そういった見地の下、駐車場使用料といったものを徴収しているとい
ったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、当町だけでなく、ほかの市町村のことも調べているでしょうか。
その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 平成17年の合併後に、行政改革等と併せて事務事業の見直しとい
いますか、公正な手続を取っていきましょうといった段階でたしか徴収が始まったと記憶して
ございます。調べているか調べていないかといえば、各市町村でどうしているかといった部

分については、その土地を使うといったことの観点で言えば、それぞれの町の考え方でよろしいと思いますので、具体的にどこの市が取っていて、どこの町は取っていないといったことはやってございません。

また、つけ加えますれば、議員が御指摘のその町職員の、もし福利厚生といったお話であれば、それは現行の通勤手当といった制度もごさいますように、それは給付といった形でなされるべきものであって、その財産の使用に関する使用料を免除するといったことが職員の福利厚生といった制度につながるかといったら、そうではないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私も隣接町村聞いてみました。そうしたら、女川町さんと登米市は取っておりません。気仙沼市さんは本庁は駐車場がなく、職員個人が借りているようでした。支所のほうは、それぞれ駐車場広いですので、それは月1,000円、名目が違っていました、駐車場代でなくて。多分、福利、話したように福利厚生の面で徴収されていると聞いたときはそう感じました。やはり、いろんなことから今までやり取りしている中で、やはり雇用主が駐車場を確保してあげるのが本来の姿でないかなと。ですから、ここも町長がトップですけども、雇用者になって、職員ということで考えると駐車料金は徴収しないほうが、雇用主が職場だから駐車場がここですよという、すべきでなかろうかなという、そういうことを今後とも検討すべきと思いますけれどもお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前に、職員駐車場を有料にしたというのは私のときですので、その経緯をちょっとお話ししますが、当時役場庁舎の周りに、周りにというか、役場庁舎の前に駐車場が非常に狭くて、しおかせグラウンドだっけか、しおかせグラウンドに役場職員の駐車場として置いておりました。しかしながら、ここは町民から大分疑問が出ました。我々民間の企業に勤めている人間が駐車場がなくて、自分たちで有料で借り上げているのに、役場職員が町有地に無料で止めているというのはおかしいんじゃないのかと。民間よりもはるかに高い給料もらっていて、それで駐車場もただなのかという疑問。それが役場に大分寄せられました。したがって当時、役場の中でいろいろ議論をしまして、当然そういう町民の声があるんだっただらば、そう高くない金額ですが一定程度徴収しましょうということで、徴収を始めた経緯がございます。ですから、雇用主がすべからく駐車場を用意するというのは、それは及川議員の、一部そういう企業ももちろんありますが、そうでない企業のほうも結構多いんですよ。そういうことですので、トータルとして我々としていろいろ考えた結果、職

員にも応分の御負担をお願いするという事で、駐車場の料金を徴収に至ったという経緯がございますので、今後ともそういうふうにしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 経緯は分かりました。であれば、町内で企業さんが駐車料金を社員、職員から取っているというところがあるかないかは、御存じでしょうか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、そういうのに一々我々行政として調べられないじゃないですか。基本的に、じゃあおたくの会社の給料の幾らなんですかっていうようなものを聞くようなもので、一々そういうことを企業の経営の部分について我々が口を挟むということはできませんので、そういうのを調査をするつもりもございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では近場で、さんさん商店街の職員の駐車場にするということで、上の山の駐車場がありますけれども、あれは町有地を貸しておりますけれども、あそこのさんさん商店街の人たちがって私は記憶していますけれども、その利用の方法を上の上山駐車場造りました。あれはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 上の山の駐車場は観光客用の駐車場として整備をしておりますので。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、私のほうでその点については、今後調べていきたいと思えます。時間もないので。

じゃあ、自席より2件目。県立南三陸高校への支援策についてお伺いいたします。

1つ、旭桜寮設置に関する協議は宮城県とどのような話合いをしていたのか。

2つ目、中古ホテルを転用するに当たり、8,700万円の補助金を出した根拠を伺います。

3つ目、毎月200万円の。失礼しました。通告書には250万円って書いていましたけれども、ここ200万円ですね。訂正いたします。毎月200万円の賃借料の支払いをしていますけれども、いつまで町費をつぎ込むのか。金額の根拠、このほかにも様々な手法を考えられなかったのか。

4つ目、全国募集で今年は5人入学されましたが、来年度の募集やオープンキャンパスの実施内容を伺います。

5つ目、5人の寮生活5か月経過後の状況と、女子野球部の活動状況を伺います。

6つ目、塾生の利用率と成果があれば、結果をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。宮城県南三陸高等学校への支援策ということですので、お答えをさせていただきますが、初めに御質問の1点目。旭桜寮設置に関する宮城県との協議についてであります。本町では志津川、これが一番大事なところで、志津川高校存続のためということで、令和元年8月に高校魅力化協議会を立ち上げました。翌令和2年3月に第1期志津川高校魅力化構想を策定をしたということになります。この高校構想の中で、県外生徒の受け入れを行う全国募集を掲げたところでありまして、この全国募集をするに当たりまして、寮の設置を含めて宮城県教育長との必要な協議を重ねてまいりました。

2点目になります。中古ホテルを転用するに当たり8,700万円の補助金の根拠についてありますが、移転設置に要する費用1億7,500万円に対し、その2分の1となる8,700万円を地方創生推進交付金と町費により補助をしております。

次に、3点目になります。賃借料の支払いですが、旭桜寮の賃借料は近隣の市、町のアパートなどの月額料金と照らし合わせて算定をいたしております。1ユニット月額約4万1,000円として52ユニットを乗じた賃料となっております。

次に、4点目ですが、来年度の募集やオープンキャンパスの実施内容についてであります。本町では全国募集の高校を支援する地域教育魅力化プラットフォームに参加をしております。このプラットフォームを通じて全国募集のオンライン説明会等に加え、去る8月には県外生徒向けオープンキャンパスを開催いたしました。7名の生徒と保護者の方に御参加をいただきました。また、今月には東京会場での説明会に参加するほか、来月には今年度2回目となる県外生徒向けのオープンキャンパスを開催いたします。

次に、5点目になります。寮生活の経過後の状況ということですが、今年度、南三陸k i z u n a留学生として5人の県外生が入学をして学校生活や寮生活を送っているというところがあります。

6点目になります。女子硬式野球部の活動状況についてであります。令和2年度に策定した高校魅力化構想において、令和3年度の創部を目指しておりましたが、創部には至っておりません。現在の南三陸高校の部活の実情を踏まえながら、改めて検討が必要であると考えております。

最後に、7点目の御質問ですが、塾生の利用率と成果の分析結果についてであります。平

成29年6月に開所した公営塾志翔学舎の利用率は、各年度で若干変動いたしますが増加傾向にはあります。昨年度は1日平均16人、年間延べ3,559人が利用し、学習支援としての認知と定着が見られる結果と分析をしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それぞれ御回答ありましたけれども、深掘りさせていただきます。この8,700万円を株式会社アズ企画設計さん、代表が松本氏です。この方がアイルームを経営されていた方と同じ方でいいのかどうか、まずもってお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） はい、同じです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 昨年の3月8日にモジュール移設工事（志津川1区工事）概算内訳で1億9,797万円で見積書が出ています。この金額は、先ほど町長がお話した額と同じだと思います。私もここでいろいろ書類を取っておりますけれども、この書類の中に株式会社ラックランド、東京の会社が絡んでおります。この会社がホテルを解体した業者なのか。アズ企画との関わりも御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） すみません、株式会社のラックランド様とのその関係性については、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問に対する答弁からでよろしいですか。答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 失礼をいたしました。及川議員からお話のございました、株式会社ラックランドさんでございまして、お話しいただいております株式会社アズ企画設計さんが、当該両施設の移転工事を発注された相手方となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今のちょっと聞き取れなかったんですけども、アズ企画さんとの関わ

り、その解体したのを運ぶ、運んだ、見積り書がラックランドさんから出ているんですね。

1億9,797万円の見積書が。このアズ企画さんとの関わりをということで、なんですけれども、全然別のルートでの見積書を取ったのか、今ちょっと聞き取れなかったんですけれども、アズ企画さんとの関わりの中で出しているのか。

それからもう一つ、寮運営会社が出てくるんですけれども、その寮運営会社がどこの会社なのか。そこもお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、前段の株式会社ラックランドさんのその見積書ということでございますけれども、これは町が徴した見積書ということではなくて、アズ企画さんがお出しになられている書類ということになります。当然、契約で申せば、発注者と受注者という関係になるんだろうと思います。

また、寮の運営ということでございますけれども、受託者につきましては株式会社東武といった会社になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これの賃料がありますね。これは建物の部分です。賃料の積算には、月額賃料、2パターンあるんです、これ。240万円と215万7,000円。部屋数が52と52、学生の賃料が4万6,154円と4万1,489円。これは寮運営会社に出ている2パターンのうちです。そうすると、このアイルーム南三陸に出したのが、月額賃料120万円、部屋数26、学生賃料4万6,154円となっております。アイルームが運営すると120万円、月のね。賃料が120万円で済みます。寮運営会社だと2倍の240万円と215万円になります。2パターンですからね。この開きがあるんですけれども、なぜこの開きがあるのか。

そしてまた、これを地元業者に頼めばもっと安くなると思うんですけれども、このようなあえて、このような業者、アズ企画さんからホテルを買って、今度はそこのつながりの会社から見積書を取って、ということの流れ見ると何だかこの疑問に思うんですよ。こんな高くて、1億8,000万円近いお金でそれを造って、賃料毎月200万円ずつ払う。何かこれ疑問持つんですけれども、これが妥当と考えていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、どこから資料持ってきているか分かりませんが、2種類なんかありませんよ。1種類しかないですから。どこから資料持ってきたか分かりませんが、ちょっと話、ちょっと理解して聞いてもらえないかなと思うのは、もともとアイルームを持つ

ていたのはアズ企画です。アズ企画に寮として、2階、3階をうちの町で使いたいんで、これをお貸しできませんかということでお借りをした。その移築工事をしていただいたのがラックランドという会社、これは建設会社です。そこにやっていただいた。寮は今度アズ企画さんからお借りしておりますので、月幾らという形の中でお借りしております。ユニットの借上料というのは、1ユニットで3万5,000円です。掛ける52のユニットを借りておりますので、月額約182万円ということになります。それ以外に浄化槽の管理費とか、ビルメンテナンスというのがありますので、総額で200万円ということになります。これは私どもの賃借料としてお支払いをする。これが先ほども御質問ありましたが、これが家賃として今度は寮生から収入をいただきますので、その寮生の収入をうちの町に入ってくるということになりますので、その差額分を今度はいくらもお支払いするということになるわけですので、その辺ちゃんとかみ砕いてちょっと理解してもらえればというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この次、聞こうと思ったんですけども、ただいまの町長の答弁ですと、アズ企画さんに、アイルームさんにホテルを町で使いたいから提供してくれないかっていう今、発言でした。そうすると町のほうがアズ企画さんをお願いしたという解釈でよろしいですか。今どちらかなと聞こうと思ったんですけども。町のほうがアズ企画さんに声をかけて、それを提供していただいて、そして賃料で払うということなんですけれども、今2パターンということを開示請求しているんです。そうしたらその中で出てきたんです。志津川高校寮賃料について、今は名前が南三陸高校になっていましたけれども、当時です。アイルームさんが借りた場合、月額賃料が120万円。そして部屋数は26ユニット、1部屋当たりの賃料が学生の賃料ですよ、4万6,154円。志津川高校が寮として、今聞こうと思って声を出したけれども運営会社、寮の運営会社、この後、聞きますけれども、運営会社さんが借りると月額賃料が240万円。それが52ユニットと1部屋当たりの学生の賃料が4万6,154円。それからもう一つのパターン。同じく志津川高校寮運営会社が借りると215万7,430円、月額。ユニットが同じ52です。しかし、月額賃料が安いから学生の賃料も4万1,489円に下がるわけです。こういう資料に基づいて、もちろんマル秘になっていました。マル秘になっているから、これを見られないようにということもあります。ここにあります。

そしてまた、この実費の寮費の収入方法の検討として、これもまた2パターンあります。アズ企画設計からアズ企画設計に皆200万円も学生の賃料も最後には入るようになっていました。委託料、寮の運営会社に町は委託料の支払いをして、そして寮生からいただいた寮費、それも

町に入ってそれらを寮の運営会社にやって、運営会社がアズ企画さんに賃料として200万円を入れるという、そのパターンもあります。

または、寮生が直接運営会社に寮費を払って、それがアズ企画さんに入っていくという。そういう2パターンもあります。

ですから、そういうことがなぜアズ企画さんが直営で、「及川議員。その何通りもあるというのはどれが正しいかをちょっと確認して、そいつで質問してください」の声あり）今聞きます。どちらが正しいのか、今言ったこと。

それから、それと寮の運営会社はどこなのか。それも併せてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ね、及川議員、これ見てしゃべってんだよね。これと同じような資料を持っている、これは一つの資料としてありますが、どのパターンってお話ししますが、さっき言ったように私がここでお話ししているのが今我々が契約している内容です。今4万6,100幾らとかって言っているのは、それは違います。私が先ほど言ったように、ワンユニット3万5,000円で50ユニットを借りて、それでそれにプラスしてビルメンテナンスと浄化槽の設置費を頼んで、月額200万円のお支払いをするということが唯一無二の契約の内容です。あなたが言っているのは全く違いますから。そこをちゃんと頭に入れて再質問をしていただかないと、いつまでも話がこんがらがらがるから、そこちゃんと私の言ったのが今契約している内容ですので、それにのっとなって質問をしていただきたい。あなたが言った4万6,000円とかなんとかっていうのは、それは別です。全く違う話。それ使っているわけじゃないですから。そこをちゃんと理解をしながら質問をしていただきたいと思います。前提をしっかりとやっていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 寮の運営ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、株式会社東武でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 寮の運営会社が東武さん。そうすると、現在はどのようなルートでその学生から賃料が入ってきました、町に入るのか、寮の東武さんに直接行くのか。金額とそれをお示してください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 運営会社のほうに寮生がお支払いをします。運営会社がそれを扱って、

町のほうに納入をしていただくという。町のほうは、運営会社のほうに委託料をお支払いするということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、学生の寮費幾らですか。先ほど3万幾らって言いましたけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 寮生からは、お1人につき5万5,000円。1か月頂戴しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると寮の運営会社が、東武さんが寮費を受領して、そして町が200万円の賃料を、これはどこにやっていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 賃料は何回も言っているじゃないですか。アズ企画さんからうちお借りしているんで、アズ企画さんのほうに賃料はお支払いをするんです。分かりましたか。寮費は、子供たちが運営会社にお支払いをして、町のほうにその寮費が入ってくるというそういう流れです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 学生からは5万5,000円頂いて、運営会社さんに払って、さらには200万円はアズ企画さんに賃料として払う。それでいいですか。はい。そうすると最初からこの手法を町が考えていたと。もちろんそうであれば、地元の業者さんで造るということも考えていなかったということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでも経緯ちょっとお話ししたと思いますが、アイルームさんは震災後に、作業員用のビジネスホテルとして3階建てを造りました。復興事業が終わることによりまして、作業員さんたちがもうその場所を利用しなくなりました。アズ企画さんは、そのアイルームそのものを撤去しようということだったんですが、1階にキューアンドエーというコールセンターが入ることになりました。同じ時期に、うちの町で寮を造ることになったときに、1階はキューアンドエーというコールセンターが使うんで、2階、3階をうちの場所で使わせてもらえませんかということでお願いをして、それで寮として利用しているということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、アズ企画に8,750万の補助金を交付しています。この積算根拠、そして国からの補助額も御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、補助金の積算根拠ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）交付申請額、交付決定額になりますが、議員お話しのとおり8,750万円ということでございます。

詳しい積算内訳を申し上げますと、それぞれ項目がございまして、失礼しました。補助金の積算内訳、項目について申し上げますと、まず一つ目が設計に要する経費、移設に要する経費、その後施設整備に要する経費、あとは設備の整備に要する経費、その他通常として予定されますいわゆる諸経費といったものについて積上げが8,750万円ということになってございます。これが補助金の全体の額ということになります。

そのうち4,375万円について、いわゆる地方創生推進交付金を充てているといった。75万円でございます。半分ですね。以上となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの交付金申請書ね、寮の補助金交付申請書を見ますと、設計に要する経費800万円、移設に要する経費7,920万円、施設整備に要する経費3,630万円、設備の整備に要する経費4,540万円、その他上記に関する諸経費2,934万円、合わせますと1億9,824万円と、これのさっき2分の1って言ったので、これの2分の1が8,750万円だと思われまじけれども。それと、そのうちの半分2分の1、4,375万円。これが国からの補助ということになると思うんですけれども、これで間違いないですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まさに今、及川議員お話しされたのは、きっと私が手元に持っている内容と同じものを開示請求を受けられたものと思いますので、もちろんしっかりとした行政文書でございますので、内容としては間違いないと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 一つ疑問なのが、賃料です。学生から頂いている賃料5万5,000円ということなんですけれども、その賃料の説明をお願いいたします。積算根拠となる説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 賃料の、賃料といいますか、いわゆる寮生にお支払いいただく寮費

ということですが、月額5万5,000円の根拠ということなんですが、いわゆる夕食、朝食に要する費用等の積上げが5万5,000円ということでございます。その他経費も含めた積上げでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、主に食事、2食ですか。お弁当持つんだかどうだか分からないんですけども、2食の食料ということになるかと思うんですけども。今の説明ですと食料のようですけども、それで間違いないですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、寮のほうで提供させていただく食事でございますけれども、1日として考えれば朝食と夕食ということになります。昼食については、学校給食のほうの御配慮をいただいて、そちらのほうを提供させていただいているといった内容になります。また、全て食費のみかといった部分では決してございませんので、食費などの、先ほど申しましたように食費等の積上げの結果5万5,000円を徴収するといったことで決定をさせていただいているといったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、主に食事の面って話されましたけれども、そのほかには何がこれに含まれるのか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然部屋の使用料もかかりますし、部屋の使用料もこっちにかかるんで、光熱水費もかかりますし、それからさっき言った食事代もかかるということですし、基本、大体この辺そうなんです、一応1ルーム当たりの、大体この寮生の1か月の大体寮費というのが、いろいろ調べさせていただいて大体5万円から6万円ということが一般的な相場だということですので、5万5,000円ということを決めさせていただいたということです。これは基本的には、我々がそう決めても高いと言われれば、入らない方もいるわけですが、今入っている寮生の皆さん方は適正料金という思いでお入りをいただいているというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この開示請求した書類を見てますと、アズ企画とラックランドさんの言われるがままの金額と私は見えるんですけども、高く、あまりにも高いと私は見えています。地元業者を頼めなかった理由というのは、どこにあったのか。再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

いわゆるアズ企画さんとラックランドさんの関係は、先ほど申し上げましたとおり、通常の
国民の契約行為で言えば、発注者と受注者という関係になってございます。当然、補助金とい
う形で町費は支出をされておりますけれども、あくまでもその補助対象事業の実施主体につ
きましては、あくまでもアズ企画様でございますので、事業の実施主体がいろいろな様々な検討
をなされて、御自身も法人としての契約の相手方を株式会社ラックランドさんに決定された
ということになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 復興の仕事でアズ企画さんもこの南三陸町に、復興支援の人たちの住居
として設置されたホテルなんですよ。であれば、私的にはもっと地元の業者さんを使って、
地元のためになるような仕事を計画してもらいたいなと思ったんですけども、いかんせんも
う大手ですね、ラックランドさんといえばいろんな海外にも支店などがある大手さんが入っ
ていますけれども、あえてそれを選んだという、こちらからは地元の業者さんを使ってもらえ
ませんかというようなお話をアズ企画さんにはしなかったんでしょうかね。その辺、町長から
伺います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 繰り返しになるかもしれませんが、アズ企画さんが、いわゆる
受注者としてラックランドさんを選定されたというのは、あくまでも一事業者さんとしての、
事業者としての御判断でございますし、そういった民間の商行為に対して、町がこの業者さん
をといたことは当然できるお話でもないと考えてございます。また、そのラックランドさん
が受注された結果として、町内の業者にどういった関係等が構築されたのかといった部分につ
いては、我々知る由はございませんので、御了解をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これから国の補助もなく財政が逼迫します。県の補助金はないのか。県
立高校なのでね。村井知事に県費補助のお願いしてはいかがでしょうか。いつまで町費をつぎ
込むのか、その辺も併せて伺います。（「何の補助ですか」の声あり）その寮に対する補助
です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、こう言うは大変失礼なんです、いわゆる南三陸高校が全
国募集をしたいと県教委に申し入れたときに、宮城県教育委員会は県内でどこもやっていませ

んということで、最初はあまりいい顔をしませんでした。しかしながら南三陸高校、いわゆる志津川高校が、このまま状況で推移すると統合廃校の方向性が見えているんですよ。地元で私何回も言っている。地元で何としても高校を残そうという思いで全国募集という我々は選択をした。そのときに、県教委がモデル校だからいいんですが、そうでなくて、もし県教委全てが全ての高校をそういった全国募集にした際に、前提として県からの補助金ありきでスタートすると県の財政はもたないんです。そこで、私はモデル校という指定をいただいた以上は町として責任持って寮の設置も含めてやりますということでやらせていただいたんです。ですから、県教委に最初から財政の支援ということについては、私どもとしては要請はしてございません。こういう全国募集をする高校で、あちこち全国にたくさんございますが、寮を造るのもほとんど地元の自治体で造っております。近くで言えば岩手県の葛巻高校とか、先日それから行ってまいりました奥尻の高校の寮についても、あれは自治体が全て造っております。そういう状況ということ、どうぞ御認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 以前、私がそういう志津川高校が存続の危機がありますよというとき、町長は私に県立高校だから町がとやかく言うことができないっていう言葉があるから私があえてここで言っているんです。以前ね、私が鉄路なくした今から、六、七年前になりますかね。そういう存続の危機がありますよってこと話したときに、私への返答が、県立高校なものですから町がとやかくやることはできないっていう、私の答弁あったんです。だからそれを今、手のひら返したように、こうやってやっているから、もちろん分かりますよ、志津川高校が危機に存続になれば、どれほど高校がなくなるってことは住民に対して、子供たちに対して、それだけの影響があるから、それなのにそういうことを言っていながらここに来てこうやっているから、ああ、あのときの言葉忘れたのかなと思うわけですよ。

それでは時間もないので、次、4つ目の来年度に向けての募集やオープンキャンパス、内容を先ほど聞きましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 時間がないので簡単に言います。オープンキャンパスは先日やりまして、7名の方がおいでになりまして、今月に東京で説明会をやって、来月2回目のオープンキャンパスをやると。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 5番と6番と一緒に、寮生活と女子野球部の活動状況。先ほどこれ伺っ

たときは、女子野球部の活動がないってことを言われましたけれども、これ人数が新しく5人入った人は、野球部の部活動に入らなかったのか。その辺伺います。

それと併せて、その野球部がもしあった場合、指導者は外部から招聘するのか。また、学校の先生たちが指導されるのか。併せてお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全国募集する際に硬式野球部があるというふうにして募集したわけではございません。たまたま今、高校生の全国募集の子供がお1人、男の子が野球部に入っておりますが、その子は男の子であります。それから女子野球のほうですが、基本的に先ほど私お話ししましたように、学校の今の生徒数、部の実情を考えた際に、改めて検討しなければいけない。学校のほうでなかなかこの対応は難しいというお話しておりますので、これは改めて町として検討せざるを得ないということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それから塾生ですね。先ほど、たしか7名と聞いたんですけれど、利用率ですね。7名。これ塾です。志翔学舎。その利用率と成果の分析結果を確認したところ7名、利用率が7名ということに、それは違いますか。もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） だから時間なくなるんだってば。さっき言ったさ。1日平均16人。延べ1年間で3,599人が利用していると。3,559人。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1日16人ということは、全校生徒120人ぐらいなんですけれども、その率から言うと、瞬時に計算ができないんですけれども、これ塾生の利用が多いと言われるんでしょうか。その辺の御回答をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多いか少ないかは、及川議員の判断で結構だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町長の答弁はそうでしたけれど、担当課として、これどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 当課といたしましても、基準をどの点をもって、多い少ないっていう判断するのかというのはなかなか難しいお話だと思いますので、その評価というものはそれ

それなのかなと思ってございます。町長お話しされましたとおり、人数的にはかなりの延べ人数でございますけれども、年間で3,559人ということで、1日平均ですと平均16人ということですので、全校生徒として150名に満たない状況ですので、1割強の方々は使っているといったことですので、私の感覚的なお話で大変恐縮ですけれども、決して少ない利用率ではないという形で考えさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、去年の大学進学率と合格率をお聞かせください。平成29年からこの塾をやっているので、成果が現れたものと解しますけれども。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） すみません。大学という部分に限定、細分化した資料というものは持ち合わせていないんですが、実はもちろん大学進学を目指されている生徒さんの御利用というのものもあるんですけれども、併せまして、いわゆる英検というんですか、英語検定でしょうか。そういったものですか、あとは漢字検定、あるいはLinuxといったものの授業と申しますか、指導等も行っていただいておりますので、特にLinuxといった部分については学校として令和4年の1月に認定を受けているという状況にもございますので、相当数の、ニーズに応じた成果は上げていると考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 最後になりますけれども、選ばれるための南三陸高校に私からエールを送りたいと思います。これで2件目は終わります。

次に、3件目のハマレ広場造成工事についてお伺いいたします。

ハマレ広場の利用効果が大なるものがありますが、分譲区画が駐車場から段差があり直接出入りできず、所有者が苦慮しております。当初設計は広場の高さと同じフラットのはずが、1,700万円追加工事で盛土と境界フェンスをしましたが、なぜこの境界と盛土を後でしたのか。前回、当時のこともちょっと聞き逃したので、再度ここで伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3点目の御質問ですが、前に当初設計は同じ高さというお話を、答弁する前にちょっとお話ししますが、平面図変わっていないんですよ。及川議員、及川議員、こっち見て。これね、当初からの設計図なんです。あなたね、平面って言いますが、これ平面じゃないんですよ。これちゃんと高くなっているんですよ。盛土になっているんですよ。あなた平面図見たから平ら、平らって言っているかもしれませんが、これちゃんと盛土になって

いるような設計になっているんですよ。あなた最初平らって言っていますが、どこから持ってきて平らって言っているのか全く私は、まずもって前提として理解できないということをお話しをさせていただきます。

広場の造成工事についてお答えをしますが、1点目の分譲宅地かさ上げについてですが、これは今、私がしゃべったとおりで地盤高で計画されておりますので、追加工事でかさ上げを行ったと、そういう事実は全くございません。

それから、ハマレ広場駐車場からの乗り入れについては、土地利用者の土地利用の妨げにならないように、必要に応じて適切な場所に設置をしていただきたいということです。これは住宅の引渡しも全部全て同じでございます。

2点目。ハマレ広場へ進入する交差点についてであります。当該交差点の構造や交通管制の方法については、国道管理者及び交通管理者との協議を経て決定をいたしております。信号機設置の判断はあくまでも交通管理者が行いますが、町としましても今後の交通量等について経過を見守ってまいりたいと思います。

最後の3点目になりますが、境界へのフェンスの設置についてであります。これまでも再三、再四説明しておりますとおり、当該フェンスは国道から各宅地への乗り入れを特定することによりまして、所定の乗り入れ箇所以外からの進入を防止をすること、歩行者の安全を確保することを目的に国道管理者との協議の下に設置したというものであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 盛土をしたことはないっていう、ただいまの答弁でした。しかし、最後の1,700万円追加工事の時、そのときは盛土の分ということも明確に話されておりました。議事録見れば分かることなんですけれども。

それから、この国道から直接出入る、現在は出入るしている状況で、信号もないんですけれども交通量の関係も見なきゃいけないので、信号がただいまのように交通管理者、警察のほうでやると思われますけれども、その辺は交通量が多くなると直接ですから、出入りが。危ないと思いますのでその辺は推移を見ていきたいと思えます。

それから、民地のフェンスです、民地での境界フェンス。これはやはりどこでも境界ぐいが打たれるわけです。町有地と民地に。しかし、ここはフェンスなんですよ。私も別件で、国道の所長さんに見てもらいたいところがあったので見てもらったついでに、何でここに境界がフェンスなんだろうって所長さんに話しました。今年の6月だったんですけれども。そして、今までこの民地と町、あるいは国とか、境界にフェンスを使ったのはほかに類がないと

言われました。ここで特別なフェンスを今回したようなんですけれども、それと、その上に地盤に盛土したので、ちょうど雨が降った後だったので歩道に水が、民地、町有地から水が流れていたんです。そうしたら、そこを見て所長さんは、水が歩道に流れてますねって、流れてくる目の当たりにしたんです。私も見たんですけれども。あのままで歩道に民地、町有地から歩道に水が流れていて、あれってというのはあのままでその民地の部分が、町有地も含むんでね、分譲地のほうが落ちついていくのか、ずっとその歩道に水が流れていくのか、その辺、建設課長ですかね。どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 千葉所長から議員が何回かお伺いをしているという話は私、国道維持出張所に行った際にも若干ちょっと内容はお聞きしております。

フェンスにつきましては、千葉所長そうおっしゃったかもしれませんが、当時、国道と協議をした際は、先ほど町長答弁にあったとおり、必ずフェンスつけなさいということの指示の下でフェンスをつけてございます。

それと、歩道に流れる水ということでございますが、ちょっとどういう状況なのか、それちょっと私も存じ上げませんので確認はしてみたいとは思いますが、どういう状況なのかちょっと今、この場ではちょっと想像が付きませんのでお答えのしようがございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、8月の27日でしたか、歌津夏祭りにはおかげさまで、お祭りも盛会裏に終わりました、車の駐車場満杯だったんです。あそこの民地、町有地、向かいのあそこ出入りできないようにしていましたが、今回のお祭りでは、今後、あそこに車を、お客さんの車を入れると満車でなく御不便をかけないでお祭りを見ていただくのかなという思いがありますけれども、来年もあの空き地を使用させないのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（山内徳雄君） ハマーレ歌津の45号線を挟んだ向かいの町有地の部分の駐車場使用の関係なんですけれども、夏祭り分ですね。あそこの部分については、夏祭りの日に雨が降ると大変なので、仮に開放した場合ぬかるんでしまうということと、あと不発弾、花火の不発弾が来るとということも心配もありまして、あそこは駐車しないという、駐車場としてはお借りしないということで、実行委員会のほうではお願いしてございませんでした。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、そのフェンスをした理由ですね。その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申し上げましたが、町長答弁にあったとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町長答弁に少し抜けてたところがあったので、どういういきさつで、ふだんは、普通はくいを打つわけですけれども、フェンスになったのか。もう一度伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 水かけ論になりますので、この議会終わったら私気仙沼の所長に電話して確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると来年の花火のときも、あそこ不発弾、花火のものが飛んでくるから利用はされないということでもいいですね。

そして、ぬかるということなんですけれども、前日の天候を見ながらなんですけれども、あそこの全部区画、町有地だけでなく民地もありますけれども、花火師のほうから危ないですよと言われているのか。というのは、民地を借りるという手法もあると思うので、その辺は両隣だから、そっちが危ないとなれば危ないと思うんですけれども、それはどこ、管轄はどこのほうで。（不規則発言あり）あんたに聞いているんでないから、黙っていなさい。はい、支所長お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（山内徳雄君） 一応、夏祭りの実行委員会がございまして、そちらのほうでそういう判断をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） じゃあ、それらも夏祭りの実行委員会のほうとタイアップして決めていくという解釈ですね。はい。分かりました。

それでは、あとは分譲地。分譲地、どなたかの議員が聞きましたけれども、1社、分譲地のほうで1社手挙げがあるということを伺ったんですけれども、今年度中にできるのか。それとも予定、計画がどの程度のスピードでできるのか、その辺伺います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

先日も若干お話した部分かと思えますけれども、お一方を相手方、お一方というか一事業者と今その契約締結に向けた段取りをさせていただいておりますので、今現在、失礼しました、

相手方のほうで最終的な必要書類を整えているといった状況でございますので、近く契約締結までこぎ着けるといいますか、契約締結をできると考えてございます。年度いっぱいということとは決してございません。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、通告に沿って質問してください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、もう一度確認の意味で高さ、その地盤盛土した高さのことをお伺いしますが、今の現状で、あのところに店を建てた場合、プロでないから企画課長は分かるかどうか分かんないんですけれども、建てた場合、海が見えるのかどうか。その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 企画課長との御指名でございましたが、私のほうからお答えをさせていただきます。

見えるかどうかは建物の建て方次第だと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） あそこに議会で現場を確認しました。盛土終わったというときに。そのときに私は降りてすぐ、せっかく海の町なのに駐車場に降りたとき、海が見えないんですよ。それで今聞いたんですけれども、やはりこの歌津に来た限りには海が見える。ハマーレからも、駐車場からも見えないんです。そして現在の駐車場からも見えない。国道上がって行ってやっと三嶋神社の付近に行くと海が見えるわけなんです。ですから、やはりそこまで観光客、地元の人たちのことまで考えて整備すべきでなかったのかなという思いがするので今確認しました。せめて、あそこに店が出たとき座って海が眺められると癒やしになるのかな、海が見える。それが観光客のサービス、来ておいでくださった人たちのせめてものサービスになるんじゃないかなあということでお伺いしました。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第7号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第7号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第7号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和5年4月1日付で施行された、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令に対応すべく、本年8月17日地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った、南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 報告第7号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書は1ページから3ページ、議案関係参考資料は4ページから6ページとなります。御覧いただければと思います。

今回の専決処分の理由でございますが、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和5年4月1日に施行されたことに伴いまして、先般、専決処分を行ったものでございます。

議案書 3 ページを御覧いただければと思います。

この条例では、第 1 条で南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第 2 条において南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、改正の趣旨が同様であることから合わせて 1 本の条例で改正をするものでございます。

改正内容につきましては、2 つの条例ともに、前述の省令で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、同基準において保育の内容を定めるものが厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更となったため、当該基準を適用している各条文中の大臣名などを変更するものでございます。

簡単ですが説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第 7 号の件を終わります。

日程第 4 報告第 8 号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第 4、報告第 8 号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第 8 号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、令和 5 年 6 月 16 日付で公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の施行に対応すべく、本年 8 月 17 日、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行った、南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 報告第8号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書は4ページから6ページ、議案関係参考資料は7ページとなります。御覧いただければと思います。

今回の専決処分の理由でございますが、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年6月16日に公布されたことに伴い、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことによりまして、同項の規定を引用している南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、先般、専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきましては、国の法改正により、前述の法律の第3条第10項が削除された影響によるものでございますが、削除された第10項につきましては、認定こども園の認定や認可の際の指定都市や中核市、都道府県が行う手続についての内容となっており、これの削除により当該団体の手続の効率化と事務負担の軽減が図られるものとなっております。よって市町村が行う事務等への直接的な影響はございませんが、同項の規定を引用している町の条例の一部を改正するものでございます。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第8号の件を終わります。

日程第5 議案第15号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第15号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、既存の木造住宅の一部について、その用途を廃止したいため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは議案第15号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては、17ページ、18ページとなっております。議案参考資料14ページをお開きください。

こちらにつきましては、今年度、町営林際住宅を解体し用途を廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

具体的には、別表第1の第3条関係の中から、町営林際住宅を用途廃止に伴いまして改正ということで削除するというものでございます。

簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 町有林樹木の売払いについて

日程第7 議案第17号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第16号町有林樹木の売払いについて、日程第7、議案第17号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてお諮りいたします。

以上、2案は関連がございますので一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第16号町有林樹木の売払いについて並びに議案第17号町有林樹木の直営生産事業代行委託について御説明申し上げます。

本2案は、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の搬出間伐に伴う売払いを行うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付し、併せて当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） それでは、議案第16号町有林樹木の売払いについて及び議案第17号町有林樹木の直営生産事業代行委託について細部説明をさせていただきます。

議案書の19ページ。細部につきましては、議案関係参考資料15ページの位置図及び16から20ページ、それぞれの箇所図を御覧いただければと思います。

まず議案書、19ページ。

町有林樹木の売払いについては、中段の表を御覧いただければと思いますが、現在、町有林の多くは利用時期にありまして、循環利用を図るための適正な森林整備を南三陸町森林計画で定めております。これに基づいて町有林樹木の売払いを行うものであります。

場所につきましては、志津川字米広及び歌津字樋の口、石泉、吉野沢、峰畑地区の樹齢45年生から58年生の杉及びアカマツ、合わせて21.46ヘクタールの搬出間伐を行い、これを売り払うものでございます。

続きまして、議案書の20ページ。

議案第17号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてでございますが、ただいま御説明いたしました搬出間伐材の素材生産事業と販売を代行委託することによって間伐を実施し、直営林の間伐材の売払いを行うものでございます。

1につきましては、同じく議案関係参考資料15ページの管内図を御覧いただければと思います。

実施箇所といたしましては、同じく参考資料の16ページが志津川字米広、17ページが歌津字

樋の口、18ページが石泉、19ページが吉野沢、20ページが吉野沢と峰畑の搬出間伐実施箇所というふうになっております。

以上で、細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 施業計画、森林の山林のですね、基づいて間伐という形を取るようですが、現在の価格の換算してね、大体どれぐらいの収入があって、現在の価格にしてどれぐらいの経費かかるのかなあと。それぐらいやっぱり説明が必要じゃないかなと思うんですよね。何か言うなってことを言われていたの。そんなことねえべよ。おおよそでいいから、そんなのはやっぱり説明すべきですよ。質問される前に。だと思います。

それから伐採するに当たって搬出、それは道路とかなんかもうできてあるのかな。それらも含めての森林組合の委託になるのか、その辺のところも。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 伐採価格につきましては、売払い収入おおよそ1,000万円程度を見込んでいるというところでございます。

作業道という部分につきましては、必要な部分は当然それを造作する部分も含めて委託をするというところでございます。（「木何ぼ」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 道路を造るのにおおよそ400万円程度を見込んでおります。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第16号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、同意第1号教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

本案は教育委員会委員阿部吉文氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、その後任の委員として工藤泰彦氏を任命したいため議会の同意をお願いするものであります。

工藤氏は令和4年4月から入谷小学校PTA副会長を務められており、温厚明朗で地域住民からの信望も厚く、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第1号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定されました。

日程第9 同意第 2号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、同意第2号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の阿部和夫氏が、本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについて御同意を賜りたく提案する

ものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われま
すので選任することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定されまし
た。

日程第10 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、同意第3号固定資産評価審査委員の選任についてを議題と
いたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任
について御説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価委員会委員の西條勗氏が、本年11月17日をもって任期満了となるこ
とから、その後任の委員として佐藤幹彦氏を委員として選任することについて御同意を賜り
たく提案するものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われま
すので、選任することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第3号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定されまし
た。

日程第11 同意第4号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、同意第4号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の及川透氏が、本年11月17日をもって任期満了となることから、その後任の委員として白石陽一氏を委員として選任することについて御同意を賜りたく提案するものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまので、選任することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第4号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定されました。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを御説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員大山たつ子氏の任期が令和5年12月31日をもって満了となることから、その後任の委員の候補として武山真理氏を人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は平成31年3月まで小学校教諭として長きにわたり奉職され、地域の子供たちの教育に御尽力をいただきました。卓越した識見を有し、人権擁護活動に理解がある方であり、適任

と思われまますので人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。議会として武山真理氏を人権擁護委員の候補として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会として武山真理氏を人権擁護委員の候補として推薦することに異議がない旨回答することに決定いたしました。

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員、佐々木房江氏の任期が令和5年12月31日をもって満了となることから、その後任の委員の候補として高松千代子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は平成30年3月まで南三陸町職員として長きにわたり奉職され、東日本大震災からの復旧復興、新しいまちづくりに御尽力をいただきました。卓越した識見を有し、人権擁護活動に理解がある方であり、適任と思われまますので人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。議会として高松千代子氏を人権擁護委員の候補として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会として高松千代子氏を人権擁護委員の候補として推薦することに異議がない旨回答することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて散会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時45分 散会